

令和3年5月21日

まちづくり委員会資料

市内の野球場等における管理運営の変更に
係るパブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

市内の野球場等における管理運営の変更に係るパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎区内にある小田球場、桜川球場、池上新田球場について、すでに指定管理者による管理を実施している大師公園（大師球場含む）と併せて包括的に管理する施設とすること及び等々力球場の屋内野球練習場の供用時間を変更することについて、市民の皆様の御意見を募集しました。

市民の皆様から次のとおり御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題 名	市内の野球場等における管理運営の変更について
意見の募集期間	令和3年3月15日（月）～令和3年4月15日（木）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、建設緑政局緑政部みどりの管理課他）
結果の公表方法	ホームページへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料コーナー、建設緑政局緑政部みどりの管理課他）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		2通（ 14件）
内 訳	郵送	0通（ 0件）
	持参	0通（ 0件）
	ファックス	0通（ 0件）
	電子メール	2通（ 14件）

4 御意見の内容と対応

パブリックコメントを実施した結果、おおむね提案の趣旨に沿ったもののほか、今後の野球場管理の参考とする御意見、野球場管理のあり方に対する御質問をいただきました。御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とし、当初の考え方とおり、川崎区内の小田球場、桜川球場、池上新田球場への指定管理者制度導入及び等々力球場の屋内練習場供用時間変更の手続きを進めます。

●御意見の件数と対応区分

項 目	A	B	C	D	E	合計
(1) 野球場等の管理に関すること				9		9
(2) 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更に関する こと		2				2
(3) その他					3	3
合 計		2		9	3	14

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

5 具体的な御意見の内容と市の考え方

(1) 野球場等の管理に関すること (9 件)

	意見内容（要旨）	意見に対する市の考え方	区分
1	指定管理者制度の導入により、市民サービスは向上するのか。月2回の草刈りは夏場に増えるのか。また、草刈り後の集草はやってもらえるのか。	近接する四球場を同一の管理者により一括管理することで、同一水準の維持管理がなされ、市民サービスの向上につながると考えております。草刈りについては、同程度の頻度の実施を想定しております。	D
2	小田球場の人工芝の管理や、ライト側フェンス下の土の崩れなどに早急に対応してもらえるのか。	軽微な修繕等を除き、野球場設備の修繕は指定管理者制度の導入後も市が実施します。御意見のあった野球場の設備の修繕については、現地を調査し、必要に応じて適切に対応してまいります。	D
3	池上球場の内野土の掘り起こしや、ダッグアウトの移動などに対応してもらえるのか。		
4	指定管理者制度を導入しない野球場の維持、修繕に関する計画はだれがどのように策定するのか。	野球場の修繕、維持については、市が必要な措置を適切に実施してまいります。	D
5	野球場の維持、修繕に関する指定管理者との協議、連絡調整はどの部署が行うのか。	野球場設備の修繕は原則として市が実施しますが、運営全般についての指定管理者との協議は、建設緑政局みどりの管理課及び川崎区道路公園センター管理課が連携して行います。	D
6	平日の利用率向上の目標値を川崎市は持っているのか。	民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって、利用率が低い平日昼間に様々な有効活用がされることを想定しております。	D

7	平成 31 年度の収入実績では、各球場に平日、休日に一人ずつ人員を配置すると採算が合わないと思われるが、その場合、指定管理者に市から補助金が出るのか。	各施設の維持管理にかかる費用と、各施設からの収入を精査し、適切な維持管理を実施するにあたり不足すると想定される分の金額は、指定管理料として支払います。	D
8	指定管理者に市は何を期待しているのか。利用率の向上及び使用料収入の増加を期待しているのか。	近接する四球場について、同一の管理者が包括的に管理することで、効率的、効果的に維持管理がなされ、サービスの平準化が図られること、また、民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって、利用率が低い平日昼間に様々な有効活用がなされ、地域貢献されることを期待しております。	D
9	平日昼間の有効活用策の提案を、指定管理者募集の要件とするのか。	平日の利用率向上についての提案をいただくことを想定しております。	D

(2) 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更に関すること (2 件)

10	等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更には賛成である。	いただいた御意見を踏まえ、施設利用者のニーズを適切に把握しながら、利便性向上の取組を進めてまいります。	B
11	現在の練習場の利用時間は、等々力球場の利用時間と異なるため、供用時間変更は賛成である。		

(3) その他 (3 件)

12	利用者が気付いた改善点や提案等について、話し合える場所を設定してほしい。	今後も、利用者からの意見収集を行うとともに、必要に応じて意見交換の場を設けるなど、利用者ニーズの把握に努めてまいります。	E
13	各球場施設について、中長期的な予算を計画的に計上してほしい。	必要な予算については、適切に計上してまいります。	E
14	各球場を管理するうえで、必要な専門知識を持った職員を養成してほしい。	各野球場が安全かつ快適に利用いただけるよう、本市職員と指定管理者が連携し適切に管理してまいります。	E

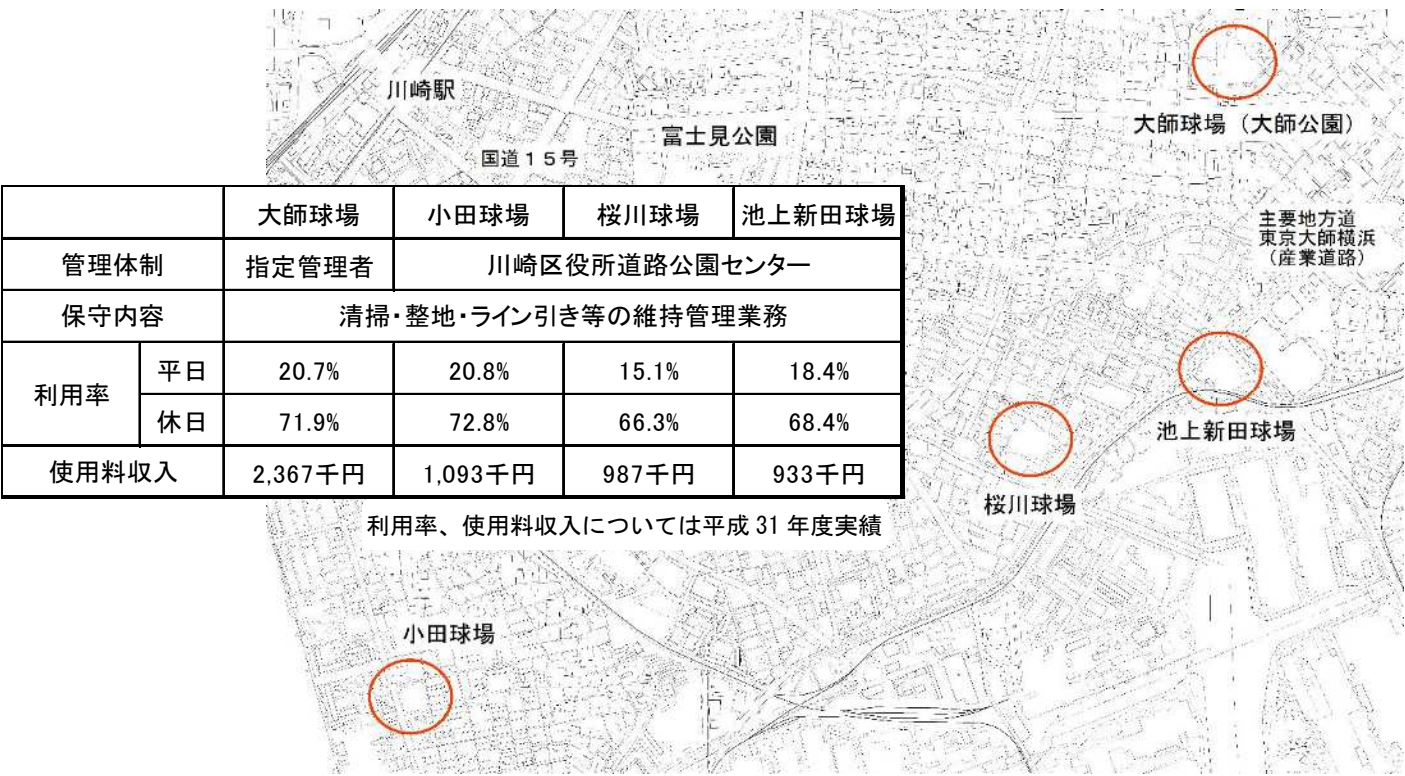
市内の野球場等における管理運営の変更に係るパブリックコメントの実施について

1 川崎区内の野球場等の管理について

川崎区内にある小田球場、桜川球場、池上新田球場については、同区内の大師公園（大師球場を含む）の指定管理者が更新される令和4年度から指定管理者が包括的に管理する施設とすること、及び、施設への利用料金制の導入を検討しています。これによって、同区内の野球場における効率的・効果的な管理運営や、民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって柔軟できめ細かいサービスが期待できます。

(1) 現状について

大師球場とその他の三球場においては、別々の管理者が同一内容の保守を行っているほか、平日の利用率が低く施設が十分に活用されていない状況があります。地域の方々からは、平日の放課後の時間帯に開放を求める要望もありますが、監視員の配置など管理体制を構築することが難しいことなどによって、その要望には十分に答えられていません。



(2) 指定管理者導入及び利用料金制による効果について

- ア 近接する四球場について、同一の管理者が包括的に管理することにより、効率的・効果的な維持管理が実現されます。
- イ 民間事業者の持つノウハウや創意工夫によって、利用率が低い平日の時間帯にボール遊びが可能な場所として活用するなど、指定管理者による管理移行に伴い、更なる地域貢献への効果の発現が期待されます。
- ウ 利用料金制の導入によって、利用状況に合わせた柔軟な料金設定を行うことが可能となり、効率的・効果的な運用による利用率の向上が図られます。

(3) 利用料金の設定（条例改正）について

利用料金制は、管理する公の施設の利用に係る料金（以下、利用料金とします）について、管理者の収入として収受させることができるものです。制度の導入にあたっては、利用料金の上限額等について条例で新たに規定する必要があることから、都市公園条例の改正を行います。なお、具体的な施設の利用料金については、条例に規定した上限額の範囲内において指定管理者が市に金額を提案し、市の承認を得て決定することとなります。

現行の料金（使用料等）			条例に規定する上限額（案）		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
野球場	1回（2時間以内）	2,500円	野球場	1回（2時間以内）	2,500円
テニスコート	1回（1時間以内）	750円	テニスコート	1回（1時間以内）	750円
駐車場	普通車	2時間以内 超過30分毎 50円	駐車場	普通車	2時間以内 超過30分毎 50円
	大型車	2時間以内 超過30分毎 250円		大型車	2時間以内 超過30分毎 250円

2 等々力球場の屋内野球練習場の供用時間変更（条例改正）について

中原区内にある等々力球場の屋内野球練習場については、改築に伴い野球場内に設置されましたが、供用時間が野球場と異なっています。このため、都市公園条例の改正を行い、供用時間について統一することによって、更なる利用とサービスの向上を図ります。

現行の供用時間			改正後の供用時間		
野球場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで	野球場	4月1日から10月31日まで	午前6時から午後8時30分まで
	11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで（照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで）	屋内野球練習場	11月1日から翌年の3月31日まで	午前8時から午後4時まで（照明施設を有する野球場の11月1日から11月30日までの期間及び3月1日から3月31日までの期間については午前8時から午後8時30分まで）
屋内野球練習場	1月1日から12月31日まで	午前9時から午後5時まで			

3 今後のスケジュールについて

令和3年	3月15日～4月15日	パブリックコメント実施
	6月	川崎市都市公園条例一部改正、公布及び施行
	7月	指定管理者の募集開始（1ヵ月間程度）
	12月	指定管理者の指定に係る議案の提出